



## 第 28 号

平成15年7月1日

発行

牧之原畠地総合整備土地改良区

〒427-0047  
島田市中溝町1726-4  
☎〈0547〉36-0984(代)  
FAX 〈0547〉36-0830



### 新緑の牧之原茶園で ウォーキング

お茶の収穫を間近に控えた四月下旬、榛原町主催のグリーンティーウォークが、お茶の新芽が萌黄色に映え、年間を通じて最も鮮やかな牧之原台地の茶園を巡る、十三kmのコースで開催されました。当日は、時折小雨のパラつくあいにくの天候にもかかわらず、家族連れなど七百人余りの参加がありました。

コース途中には、休憩所やイベント会場が設けられ、「県営畠地総事業」で建設された二ヶ所のファームポンド（農業用水の貯水槽）敷地も休憩所に利用されました。参加者は休憩所に立ち寄り、用意されたお茶やお菓子で喉を潤したり、牧之原台地の自然や景観を満喫していました。

このグリーンティーウォークは今年で四回目を迎えましたが、最近の健康ブームや自然志向を反映して、年々参加者が増加しています。当日は、テレビ局や新聞社など多数の報道関係者も取材に訪れ、グリーンティーウォークは、大変賑わいました。

## ごあいさつ



牧之原畑地総合  
整備土地改良区

理事長 和田秀雄

組合員並びに、関係の皆様方には、日頃、牧之原台地の畑地整備事業の推進や、茶業を主体とする地域農業の振興に格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

最初に改良区の昨年の業務などを振り返りますと、八月から猛暑と小雨による渇水となりました。これまで、この様な渇水が発生しますと、大井川の流況が悪化して「取水制限」などを余儀なくされ、組合員の皆様方に「節水」などご不便をおかけしておりましたが、昨年四月からは長島ダムの運用が始まり、渇水期の水不足が解消され、安定的に用水を供給することができました。

**県宮事業は全地域とも  
平成十九年度で一旦完了**

昨年六月から、県ご当局と協議を進めておりました「県営牧之原地区の整備計画の変更」につきましては、現在の予定期である平

成二十五年度を六年前倒しして平成十九年度迄に全地区の事業を一旦完了することになりました。この

地区の事業を一旦完了するにいたしました。この

の皆様に広く認識して頂くことですが、改良区も豊かな自然と景観に恵まれた、「牧之原台地」を次世代に継承するため、積極的に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、三月の総代会で議決を頂きました、平成十五年度予算の執行にあたりましては、業務全般の効率化に努め、経費の節減を図つてしまります。

今後とも土地改良区の運営に一層のご理解とご協力を願い申しあげまして、ご挨拶といたします。

\* \* \* \* \* 静岡県牧の原農業用水建設事務所



所長 赤堀勉

このようないままでの全国の土地改良区では「二十一世紀

創造運動」の取り組みについて「食料・農業・農村基本法」の制定や、「土地改良法」の改正が行われ、土地改良区が地域社会に果たす公共的な役割が一段と明確になりました。

このような状況を踏まえ、現在紀土地改良区創造運動」を進めています。

この運動の目的は、組合員の皆様と、土地改良区が、牧之原農業用水受益の農地や農業用施設を適切に管理することで、副次的に発現される「国土保全」「農村の景観の維持」「自然環境の保護」などの多面的効果について地域住民

の皆様に広く認識して頂くことであります。しかししながら、事業が長期化したことでの農業情勢・効果の早期発現・担い手農家の育成など、農業を取り巻く環境の変化に応えるため、今後の牧之原整備計画の基本方針に添った残事業の見直しや新たな整備計画、活性化計画などについて、皆様のお知恵をお借りしながら明治初期の先人たちの開墾から始まつた基盤整備の仕上げに向か、作業を進めてまいります。

組合員の皆様方には、日頃から牧之原畑地帯総合整備事業の推進にあたり、深いご理解とご協力を頂きありがとうございます。心からお礼と感謝を申し上げます。

私は、この四月に事務所長を拝命いたしましたが、もとより微力ではあります。皆様方のお力添えを申し上げ、ご挨拶とさせて頂きます。



**平成十四年度  
通常総代会報告**

平成十四年度牧之原畠地総合整備土地改良区通常総代会が、三月二十八日午前十時から、総代九十八人（定数百二人）の出席を得て開催されました。

総代会は板倉副理事長の開会で始まり、続いて和田理事長が挨拶を行つたあと、来賓を代表して、西原県議会副議長並びに、栗原静岡県農業水産部長代理の野村農山村整備室長から祝辞が述べられました。このあと議長に島田市の大塚聰総代を選出して議事に入

り、承認十三件を含む、二十六議案について審議した結果、全議案とも原案のとおり承認、又は可決されました。

最後に櫻井副理事長が閉会の挨拶を行い、総代会は無事終了しました。

**役員補欠選挙  
木下・山本両氏が当選**



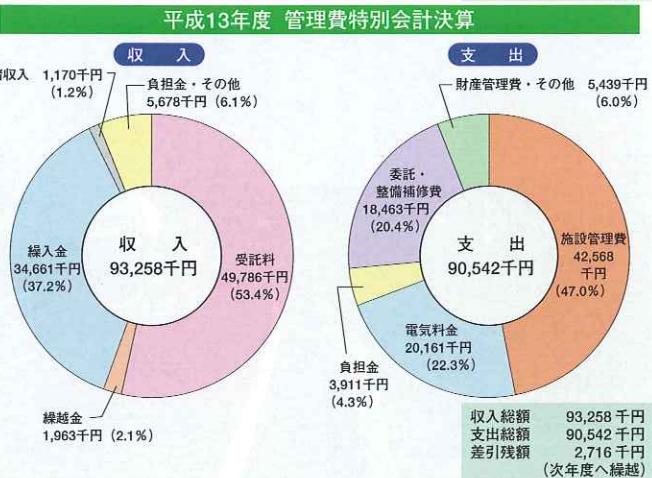
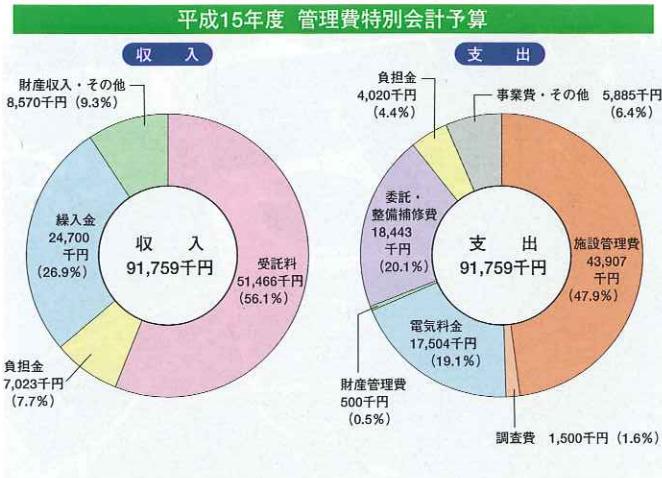
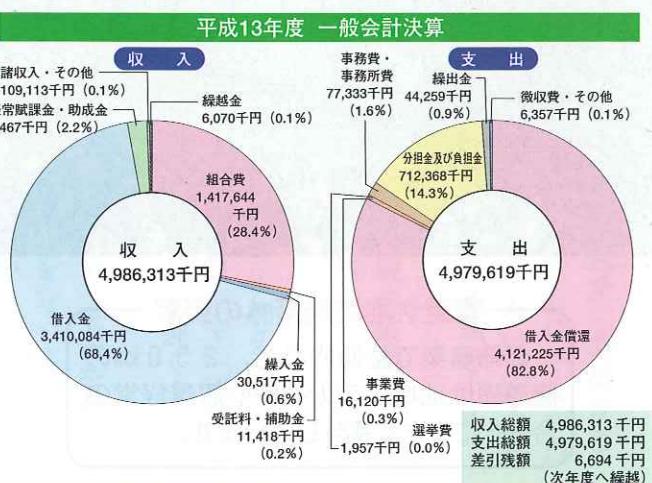
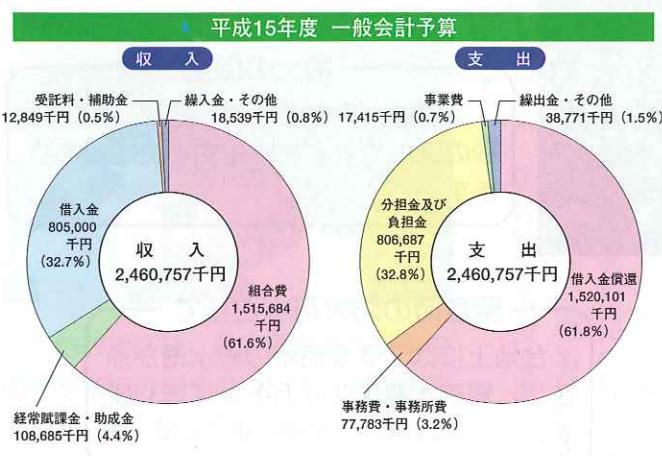
理事  
**山本貞司**  
〒421-0403  
榛原町中159  
☎(0548)22-1610

理事  
**木下勝朗**  
〒421-0406  
榛原町勝田1474  
☎(0548)28-0538

役員補欠選挙で、榛原町の木下勝朗氏と山本貞司氏が理事に当選されました。

これは、当土地改良区第三被選挙区（榛原町）理事二名がそれぞれ欠員となつたため、補欠選挙を行つた結果、木下・山本両氏の当選が決まったものです。

木下・山本両理事には、役員の任期満了となる平成十七年十月二十五日までの間、当土地改良区の運営や事業推進にご尽力をお願いすることになります。



ご存じですか!!

## 土地改良区の役割

- 土地改良区**
- 農業・地域経済へ貢献
- 国土の保全
- 農村の自然環境の維持
- 良好的な景観の形成
- 農村の文化の継承

これまで土地改良区は主に、地域の農業者と連携して農地の整備や、施設の維持管理などを通じ農業の近代化に貢献してきました。しかし、最近の社会環境の変化や農村の混住化が進む中で、農地や農業用施設の果たす「環境保全」や「景観の提供」などの多面的機能が単に農家だけにとどまらず、都会から訪れる人々や、地域住民のみなさんにも欠くことのできない重要な役目を果たしていることが再認識されています。

今回はこれまで強調されることのなかつた農業用施設を管理する土地改良区の役割と、「多面的機能」などについて特集してみました。

## 土地改良区の役割を

### 農業・農村の多面的機能とは…



#### 農業や地域経済への貢献

畠総事業で整備された、250kmの農道網は地域経済の振興や農業経営の合理化に大きく寄与しています。

#### 農村の自然環境の維持

お茶はツバキ科の常緑樹で年間を通じ「光合成」が活発で、新鮮な酸素を放出し大気の浄化を行っています。

#### 景観の提供

整然と管理された茶園の景観は、都市から訪れた人々に"やすらぎ"の場を提供する貴重な観光資源です。

#### 国土の保全

茶園は大雨などを一旦貯留して、土砂の流失や洪水を防止する機能があります。

#### 緊急時の防火用水として

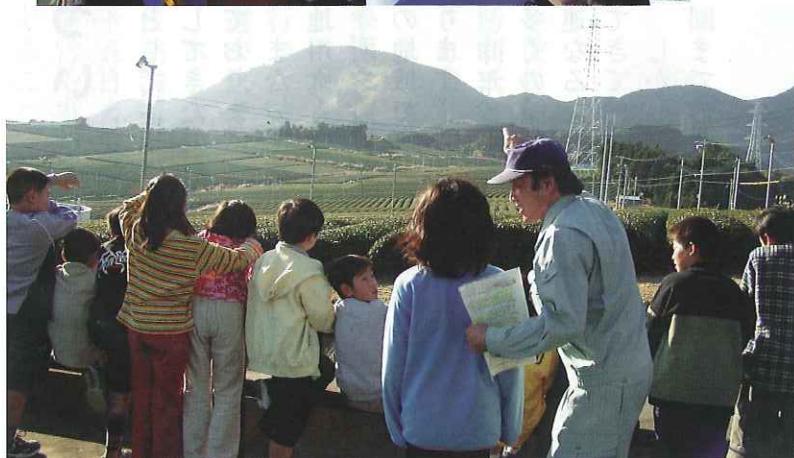
台地上には200個所の貯水槽が点在し、総貯水量は30万トンに達します。





### 小学生の社会見学や 総合学習のお手伝い

揚水機場で、4台のポンプが大井川の水が170mの高低差のある台地上に揚水される様子を見学したあと、台地上に広がる茶園を見ながら、県の特産品であるお茶の栽培について学習するお手伝いをしました。



土地改良区は、牧之原台地の農業の振興や環境の保全について、地域の皆さんと一緒に取り組んでいます。

これまで「水」や「土」を育て、農村の環境や風景を守ってきた土地改良区は、これからも「県」や「市町」などの行政機関の協力を得て、地域や都市の住民の皆さんとの「声」に耳を傾け、環境に配慮した農業・農村整備事業を進めています。

しかし、自然環境の破壊などが急速に進む中で、都市の住民が農村に求める役割も「安全で安心できる食料の供給」に加え、「安らぎのある農村の風景」や「環境と生態系の保全」などが強く求められています。

### 土地改良区は 地域の環境保全に努めます

かつて、都市に住む皆さんが農村地帯に期待することは、「食料の安定的生産」が大多数を占めていました。

### 二十一世紀改良区 創造運動

「二十一世紀土地改良区創造運動」とは、新しい時代を迎え、農業・農村を取り巻く情勢が著しく変貌する中で、これまで土地改良区が地域社会に果たしてきた「役割」や「機能」を改めて振り返るとともに、これから土地改良区に期待される、「多面的機能」の発揮などの実証に向けて、地域のみなさんや行政機関と一緒になって進めていく運動のことです。

### 土地改良区の愛称は 「水土里ネット」

二十一世紀土地改良区創造運動の一環として、土地改良区が身近で、親しみやすい組織であることを地域の住民や都市の方々に幅広く認識してもらうため「全土連」が中心となり、土地改良区の愛称が募集されました。

この結果、全国から二千二百点余りの応募があり、選考の結果「水土里ネット」に決定されました。



水土里ネットとは…

- ⑤ 農業用水等
  - ⑥ 土地・農地・土壤等
  - ⑦ 農村空間や農村地帯の生活空間
- を表現したものです。

## 平成十五年度 県営畠総事業について

### 畠地かんがいの重点的推進

組合員の皆様方を始め関係市町の皆様方には、日頃から牧之原畠総事業の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて昭和四十八年度より「牧之原台地へ水を」で始まつた畠総事業も早いもので、着工以来約三十年が経過しました。この間、すでに事業で造成した施設は、農道二百四十九km、排水路二百十五kmとなり、農業經營だけでなく、日頃

として活用されるなど地域に果たしてきた効果は大きなものと考えております。

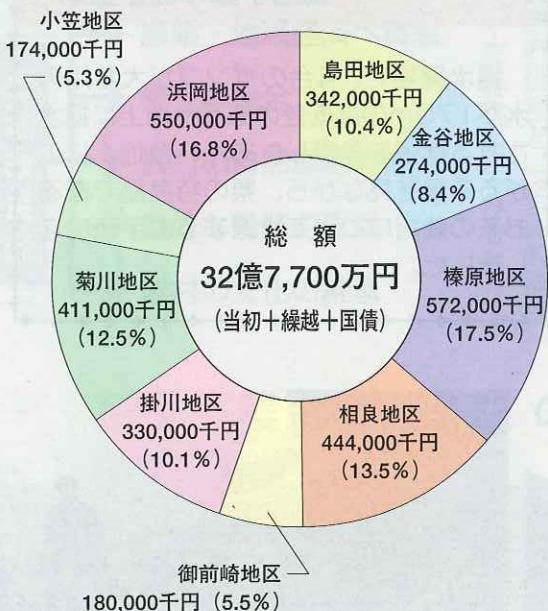
また、農業生産の基本となる畠地用水もファームボンド百九十三ヶ所を設置し、約九十パーセントの地域で水利用が可能となつております。

昨年、一昨年の夏の猛暑には、多くの給水スタンドにトラックが連なるなど、水利用も着実に伸びてしております。

しかし一方、第二ステージの茶園までの着水は三十七パーセント

のことのできない道路や水路

平成15年度県営事業地区別執行予算額



おり、さらに一層の効果的かつ、多様な農業經營の発展を図るために、引き続き畠地用水事業を積極的に推進する必要があると考えております。

- ③ 既事業の残事業について  
は、情勢の変化に対応した新
- 事業を一旦完了する
- より給水可能となつた時点で

### 新たな整備計画の促進

近年の技術的進歩はもちろん、消費者ニーズの変化、公共投資への関心の高まりなど農業や事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

本事業もこの時代の要請に的確に応えた基盤整備の推進を図る必要があることから、する見込みのある地区については継続し、早期完了する

- ① 概ね平成十九年までに完了
- ② 早期完了が困難な地区については、畠地かんがい施設整備を重点化し、全工区で第一ステージ又は第二ステージに



たな事業計画に基づく新規地区を順次立ち上げる

取り組んでまいります。

これらを進めるにあたっての完了計画の策定や、新たな整備計画の作成では関係市町、改良区を始め組合員の皆様方のご協力を頂き、ご意見を伺い、取り組んでまいりますのでよろしくお願ひします。

### 十五年度当初予算は繰越を含めて約三十二億七千七百万円

平成十五年度の総事業費は千百四十億円で十四年度まで七百二十二億円強を投資し、事業進度約六十三パーセントとなつております。

本年度は国債を含めた当初予算三十億三千万円と、前年度からの繰越予算二億四千七百万円を合わせた、総額三十二億七千七百万円の予算執行額となつており、事業を進めるにあたっては、財政状況が低迷を続ける中、予算の確保とともに限られた予算を効率的、重複的に執行し、事業の早期発現・早期完了を目指してまいります。引き続き皆様方のご支援、ご協力ををお願いいたします。

静岡県牧の原農業用水建設事務所

技監兼事業課長

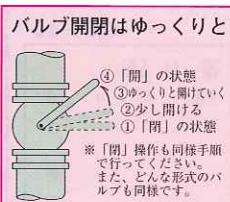
油井日出雄

## 畠地用水組の設立数 百七十六組合（二百九工区）に

本年度当初における組合の設立数は、昨年度の同期に比べ十四組合増加し、百七十六組合（関係二百九工区）となっております。この畠地用水組合は、土地改良区の規定により水利用の実用が可能となる時点において、関係受益組員の総意に基づき設立されるものです。

### ちょっとした注意で 防げるトラブル

バルブの急な開閉操作により、パイプ内の水流が急激に変動し、予測を超える圧力が加わりパイプの破損等を引き起こすことがあります。

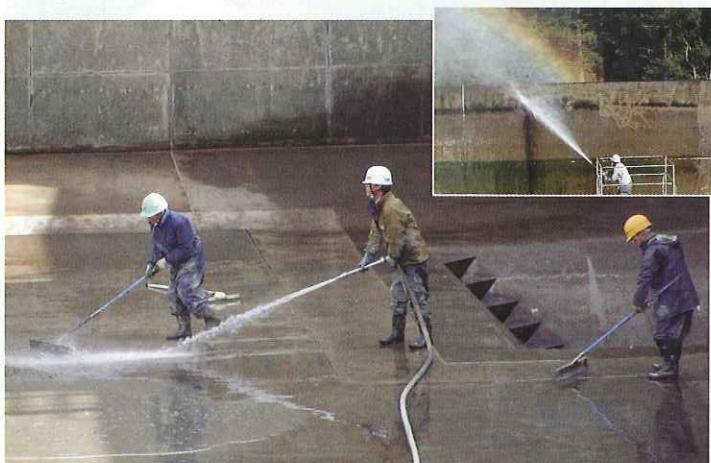


### 清掃は機械設備の故障も予防

ファームポンド内をきれいにすることにより、藻などの発生を防ぎ、ポンプなど機械設備の故障も予防し、また泥による悪臭も除去して周囲の環境にも良い結果を生み出します。

### 土地改良区で、清掃機材の貸出を

土地改良区では、その対策の一つとして、二～三年に一回のファームポンドの清掃を奨励し、清掃用機材を貸し出しております。希望する組合は、年間をとおして必要な時に、土地改良区へお申しこみください。



畠地用水組合設立状況表

市町名	組合数		比較増減	
	H14.4月現在	H15.4月現在		
	組合	関係工区	組合	関係工区
島田市	1	18	1	18
金谷町	8	12	11	15
榛原町	26	29	29	32
相良町	48	50	49	51
御前崎町	7	8	7	8
掛川市	16	17	17	18
菊川町	34	34	37	37
小笠町	11	11	11	11
浜岡町	11	16	14	19
合計	162	195	176	209
			14	14

※御前崎町・小笠町では、当初計画の全工区・組合が設立されました。



施設管理事故の報告は早めに

施設管理保険の請求をしようとするときは、まず事故報告が必要となります。その場合、なるべく早めに土地改良区へ報告をしてください。報告が遅れますと、折角の保険金が受けられにくくなることもありますので、ご注意ください。  
なお、報告には、①いつ（事故の日時）、②どこで、③何が、④どうなったか、等を整理して、加えて、⑤事故がわかる写真と、⑥損害額（修理見積書）が必要です。詳しくは、土地改良区へお尋ねください。

## 農地転用について

**農地を転用する場合は  
改良区に連絡を**

牧之原畠総事業の受益地を農地以外に転用する場合には、農振農用地区域の除外認可を受けた上で、土地改良区への農地転用手続きが必要です。

この転用手手続きを行わないと、農地法第四条及び第五条の申請をする際に土地改良区が交付する意見書が添付されないため農地法が許可になりません。

受益地の転用をされる場合は、必ず土地改良区・業務課までご相談ください。

組合員資格喪失通知書(3条・18条第1項)					
平成 年 月 日					
取 得 者 住 民 生 年 月 日 所 名 印					
喪 失 者 住 民 生 年 月 日 所 名 印					
牧之原畠総事業組合理事長様					
下記により組合員資格が喪失しましたから土地改良法第43条の規定により通知します。 記					
1. 経営移譲年金を受給する場合(変更手続きが完了していないと農業委員会に提出する「諸名義の変更等に関する確認書類」の手続きができません。) ◎農地の売買、贈与、交換等の所有権を移転した場合					
<様式-1>					
市町 大字 字 地番 地目 地積 総事業実施状況 平成 年 月 日					
※(有)の場合、農地造成、畠地用水事業地区名を記入して下さい。					

◎農地を農地以外に変更した場合(農地転用)					
<様式-2>					
組合員資格喪失通知書(4, 5条)					
平成 年 月 日					
転用組合員 住 民 生 年 月 日 所 名 印					
転用関係者 住 民 生 年 月 日 所 名 印					
牧之原畠総事業組合理事長様					
下記により組合員資格が喪失しましたから土地改良事業受益地の農地転用取扱規程第5条の規定により通知します。 記					
1. 資格喪失の原因及びその日付 平成 年 月 日 農地法第(4, 5)条の規定により許可があった為。 2. 資格喪失の対象となる土地					
市町 大字 字 地番 地目 地積 総事業実施状況 平成 年 月 日					
※(有)の場合、農地造成、畠地用水事業地区名を記入して下さい。					

**公共事業による転用も  
改良区との協議が必要です**

公共事業によって受益地が転用される場合があります。

事例として、国・県・市町道の新設・拡張や公共施設の建設等に受益地を農地転用する事があります。この場合、公共事業では農業委員会への転用申請が免除されたり、土地改良区への協議が提出されない事があります。

組合員の皆様に公共事業による用地買収等の話があつた際は、畠事業の受益地である旨を伝えていただき、併せて土地改良区へ農地転用の協議をして下さい。

## 組合員資格喪失通知書の提出について

組合員資格に変更を生じた場合は、土地改良法第四十三条の規定により、組合員資格喪失通知書を速やかに土地改良区に提出することになります。

この手続きをされると、賦課金などが変更前の組合員に賦課されたり、経営移譲年金受給の際に確認書類の証明ができなくなります。

組合員の皆様に公共事業による課金などが変更前の組合員に賦課されたり、経営移譲年金受給の際に確認書類の証明ができなくなります。

**得喪通知書の提出が  
必要な場合とは**

**○経営移譲年金を受給するとき**  
**○農地の買収、贈与、交換など**

**所有権を移転したとき**

**○農地を農地以外に変更すると  
き(農地転用)**  
なお、通知書は市町担当課・土地改良区に用意してあります。

## 全土連 金賞を受賞

当土地改

良区は、去

る三月二十

七日「全土

連」の表彰

式において

「金章」を授

賞しました。

今回の表

彰について和田理事長は、翌日開

催された総代会において、「三十年余に亘り、九千二百人の組合員の皆様が、一致団結して改良区の健全な運営と、円滑な事業に取り組まれたことが評価されたもの」と報告し、今後も組合員の皆様方の

変わらぬご協力を願いました。

